

2008年6月策定

2020年2月改定

町田市公の施設の指定管理者制度の基本的方針

2003（平成15）年9月2日の地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号。）の施行に伴い、住民の福祉を増進する目的をもって設置される「公の施設」の管理委託制度が廃止され、「指定管理者」が管理を代行する指定管理者制度が導入された。

そこで、指定管理者制度運用の統一的な対応について、基本的な方針を下記のとおり示す。

記

第1 指定管理者制度の導入

指定管理者制度は、昨今の多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的としている。

公の施設所管部課においては、当該公の施設の管理状況全般について常に点検し、指定管理者制度の導入が望ましいと判断される施設については、積極的に活用を図ること。

なお、点検に際しては、次に掲げる管理運営判断基準に基づき実施すること。

〔管理運営判断基準〕

- 1 柔軟性
 - (1) 利用者のニーズにあった開館日、開館時間の拡大
 - (2) 事業者等のノウハウの活用によるサービス内容の充実や向上
 - (3) 業務の専門性や高度な技術力の発揮
- 2 協働の実現の可能性
 - (1) 管理運営や事業の企画・実施などへの市民参加
 - (2) 雇用の促進や地域の力の発揮
- 3 効率性実現の可能性
 - (1) 経費の削減
 - (2) 業務の迅速性

- 4 他の供給主体の存在
同種・同類の業務を行う民間企業やNPOなどの存在の有無
- 5 収益性
使用料や利用料金による運営
- 6 公正性等の確保
 - (1) 利用者の平等性や公平性の確保
 - (2) 個人情報の保護
 - (3) 社会的弱者への配慮

第2 条例等の整備

1 設置条例

指定管理者制度を導入する場合には、当該公の施設所管課において個々の施設に係る設置条例（以下「条例」という。）の制定・改正をすること。

(1) 条例に規定すべきもの

① 地方自治法第244条の2第4項で規定すべき事項

- ・ 指定の手續…申請の方法、選定基準等
- ・ 管理の基準…施設利用の基本的な条件
(休館日、開館時間、使用制限の要件等)
個人情報管理

- ・ 業務の範囲…指定管理者に行わせる業務の具体的範囲
(使用許可を行わせる場合にはその旨を規定)

② 地方自治法第244条の2第8項及び第9項で規定すべき事項

利用料金制…金額の範囲、算定方法等の基本的枠組み

- (※) 利用料金制を採用できる施設については、指定管理者制度の趣旨に鑑み、原則として採用することとする。

(2) 条例案の事前審査

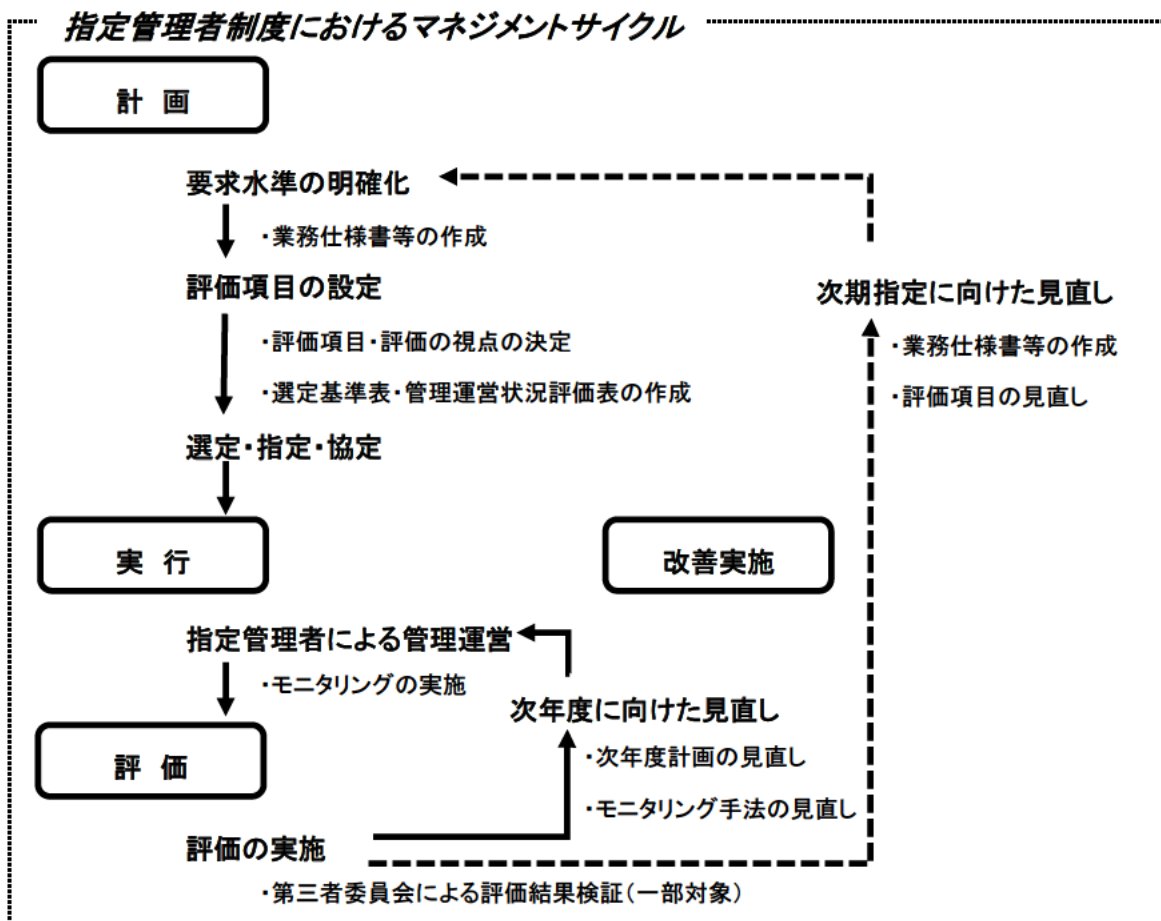
町田市条例等作成手続規程に基づき総務部法制課へ事前審査の手続きをすること。

2 施行規則

条例の施行にあわせて当該条例の施行規則（以下「規則」という。）も制定・改正し、手続き等の細目的事項のうち市としての形式的な統一が必要な項目について規定すること。

第3 指定管理者制度導入施設のマネジメント

指定管理者制度の導入により公の施設の設置目的を達成するためには、指定管理者の適正な監理を行う必要があり、そのためには統一した視点で指定管理者の選定から管理運営状況の評価までを捉えることが重要である。



指定管理者の選定や指定管理者による管理運営状況等の評価するため、公の施設所管課は、あらかじめ施設ごとに以下の評価項目等を定めること。

また、事業計画書及び事業報告書の項目は、評価項目に対応させること。

[評価項目等]

- 1 サービスの質
 - (1) 利用者サービス向上策
 - (2) 自主事業
 - (3) 利用者アンケート調査
 - (4) その他施設ごとに定める指標
- 2 履行の状況（施設管理・運営）
 - (1) 平等利用の確保

- (2) 施設の運営方針・管理方針
 - (3) 情報公開・個人情報保護対策
 - (4) 要望対応
 - (5) 危機管理
 - (6) 人的安定性
 - (7) 類似施設の管理実績（候補者選定時のみ）
 - (8) 管理経費の縮減
 - (9) 地元貢献
 - (10) その他施設ごとに定める基準
- 3 財務・収支状況
- (1) 提案金額（候補者選定時のみ）
 - (2) 収支の健全性（指定管理事業）
 - (3) 財務の安全性（指定管理者本部）
- 4 評価の視点
- 1～3の項目を評価するための具体的な評価の視点

第4 指定管理者の募集

1 募集要項

募集にあたって、募集要項として明らかにしなければならない事項は次のとおり。

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設の管理基準及び業務範囲
- (3) 施設の前年度の運営状況（利用者、決算を含む。）
- (4) 指定の期間

（※）指定の期間は原則として5年とし、個々の公の施設の実情に応じて5年以下の範囲内において決定すること。

- (5) 申請の方法
- (6) 選定の方法
- (7) 選定基準（評価項目及び評価の視点）

（※）当該公の施設所管課は、「町田市公の施設指定管理者候補者選定基準表（標準様式）」（別紙2）をもとに、各施設の特性に応じた評価項目、評価の視点の追加及び配点の重み付けを行い、施設ごとの選定基準表を定めること。

(8) 現指定管理者応募時の管理運営状況評価の反映基準

(※) 詳細は第5 1 (2) を参照すること。

(9) 関係法令の遵守

(※) 指定管理業務の従事者への地域最低賃金等、適正な労働条件を確保するために、労働基準法等の労働関係法令等の遵守を求めること。また、個人情報保護のために個人情報の保護に関する法律等の個人情報関係法令等の順守を求めること。

2 申請書及び添付書類

募集にあたって、応募団体に提出を求める書類等は次のとおり。

- (1) 管理業務に関する各年度の事業計画書
- (2) 管理業務に関する各年度の収支予算書(事業計画書に含んでも可)
- (3) 申請者の設立に関する書類
- (4) 申請者の決算書等
- (5) その他市長が必要と認める書類

事業計画書及び収支予算書作成には、利用者に対して提供するサービスその他業務内容及びその目標や目的達成するための実施体制（実施方法、配置人数等含む。）が必要なことから、適切な業務仕様書を作成すること。

事業計画書に記載された数値は、管理運営状況評価表において市と指定管理者が目標値を設定する際の基礎となるため、所管課は、募集時に管理運営状況評価表の各指標を提示し、指標に対する目標値を事業計画書に示すよう応募団体に求めること。

また、共同事業体による応募の場合は、役割分担、構成員の破産や解散時の処置及び共同事業体解散後の瑕疵担保等について定めた共同事業体の協定書等の提出を求めること。

3 応募資格

原則として市内に本店を有する団体のみとする。（共同事業体の場合は代表団体が市内に本店を有する団体であること。）

ただし、業務を適切に実施する能力を有する団体が5団体に満たないと想定される場合は、適正な競争を確保するために、市内に契約の代理人としている営業所を有する団体、市外に本店を有する団体の順に募集

対象を拡大することとする。

また、その他、公の施設の設置目的を効果的、効率的に達成するため、必要と認められる場合は適当な応募資格を定めることができる。応募資格を定める場合は、理由を明確にしておくこと。

4 欠格事由

指定管理者として安定的に公共サービスを提供するために相応しくない団体を除外するため、欠格事由に該当する団体については応募資格を有しないものとして取り扱うこととする。なお、原則として次に掲げる事項については必ず規定すること。

- (1) 応募書類提出時点において、町田市で入札参加停止処分を受けている団体
- (2) 法人税、市都民税等が課税される団体にあつて、それらを滞納している団体
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する団体
- (4) 会社更生法、民事再生法による更正・再生手続中である団体
- (5) 指定管理者の責めに帰すべき事由により、町田市において2年以内に指定の取り消しを受けた団体
- (6) 反社会的勢力 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定するもの)、暴力団員等(暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者)、暴力団関係企業、総会屋、社会運動又は政治活動を標榜して不法行為を行う者又は団体、その他不当要求等の反社会的活動を行う者又は団体

また、「欠格事由」として規定した事項に該当しない旨を保証するものとして、指定管理者の申請時に応募者から「誓約書」(別紙1)の提出を求めることとする。

5 募集の方法

指定管理者制度の趣旨は、公の施設の管理について、民間事業者等の専門的な手法や経営ノウハウを活用することで行財政の効率化を図り、同時に利用者の満足度を上げ、より多くの利用者確保を狙いとするものである。そのため、指定管理者の選定には競争原理を働かせ、公正を期すために原則として公募すること。

募集にあたっては、「広報まちだ」及び町田市公式ホームページ等を利用することとし、募集期間、説明会の開催、募集要項の配布方法など、応募者に十分な配慮を行うこと。

第5 候補者選定

1 選定手続き

(1) 町田市指定管理者候補者選考委員会及び公の施設所管部による採点

選定にあたって、応募団体が4団体以上の場合は、当該公の施設所管部で書類選考による第一次審査を行い、3団体に絞ること。その後、学識経験者4名で構成する町田市指定管理者候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）及び公の施設所管部において、応募団体からの提案内容について採点を行う。

応募団体が1団体の場合でも必ず選考委員会の選考対象とすること。

ただし、応募団体の得点が以下のような低い評価であった場合は、指定管理者の候補者として選定しないこととする。

【最低選定基準】

- ・ 選考委員会の委員の平均得点と、公の施設所管部の得点を合計した点（基準得点）が、配点の60%に満たなかった場合（例えば、配点が100点（選考委員会の委員1人の配点が70点で、部の配点が30点）に対し、基準得点が60点未満であった場合）
- ・ 過半数の委員の得点または公の施設所管部での得点において、最低評価「1」をつけた評価項目があった場合

(2) 現在の指定管理者への管理運営状況評価結果の反映

公の施設所管部は、毎年度指定管理者に対し、事業報告書及びモニタリングの内容をあらかじめ定めた評価項目及び評価の視点に基づいて評価している。

現在の指定管理者である団体が応募した場合は、次に掲げる事項に基づき、指定管理期間中の管理運営実績を基準得点に反映させる。

① 評価結果を反映する年度

現在の指定管理者の評価を反映する年度は、最終年度を除く指定期間の全ての年度とする。ただし、2018年3月以前に指定を受けた団体については、2018年4月以降に初めて行われる

選定時に限り、反映する年度を、最終年度を除く直近の3か年度とする。

②評価反映得点の決定

評価結果を反映する年度の総合評価結果を点数化(S：5点～D：1点)した上で合算して対象年度数で除した平均得点(小数点以下第2位を四捨五入)に基づき、以下の基準により評価反映得点を決定する。なお、評価反映得点は小数点以下第2位の四捨五入等の処理はしない。

【評価反映得点】

総合評価結果の平均得点	評価反映得点
「4.6～5点」	+基準得点の10%
「3.6～4.5点」	+基準得点の5%
「2.5～3.5点」	加減なし
「1.5～2.4点」	△基準得点の5%
「1～1.4点」	△基準得点の10%

③複数施設の場合

複数の施設をグループ化して指定管理者を募集する場合は、上記により算出した総合評価結果を施設数で平均化し、評価反映得点を決定する。また、募集単位内の施設の規模等の違いにより上記の基準に基づかず評価反映得点を決定する場合は、対象施設のうち最大の評価反映得点を限度として、グループの評価反映得点を決定することができるものとする。

(3) 指定管理者候補者の選定

選考委員会及び公の施設所管部の採点による基準得点に、現在の指定管理者への管理運営状況評価結果である評価反映得点を加えた総合選定得点が最も高かった応募者を指定管理者候補者に選定する。

(4) 選定結果通知

指定管理者の候補者を選定した場合は、速やかに応募団体すべてに選定結果を通知すること。

なお、候補者に対しては候補者としての決定であり、指定管理者としての最終決定は議会の議決を経てからになることについて、あわせて通知すること。

2 再募集

指定管理者候補者の公募に際して、すべての応募者が候補者として選定されなかった施設、又は公募の結果、応募がなかった施設については、再度公募するものとする。ただし、再度公募を行うための期間を確保できない場合は、同時に公募を行った他の同種類の施設に応募して、選考委員会で最低選定基準以上の評価を受けた団体に対して個別に応募を依頼することができる。依頼に際しては、基準得点が上位の団体から順に依頼することとする。

第6 指定管理者の指定

1 指定の議決

議案には次の事項を記載すること。

- (1) 公の施設の名称
- (2) 指定管理者の候補者（団体）の名称
- (3) 指定の期間
- (4) その他必要と思われる事項

なお、指定の議決は条例の制定・改正を行った議会の次回以降の議会で行うこと。

2 指定通知

指定の議決に基づき、指定管理者の指定をしたときは速やかに候補者に対して通知すること。

第7 協定書

1 協定の締結

指定管理者の指定をしたときは、速やかに当該公の施設の管理に関する細目的事項を定めた協定を締結すること。

なお、指定管理者の指定は行政処分的一种であり、地方自治法第234条の適用を受ける契約ではなく、また、指定管理者による管理は地方公共団体からの管理権限の委任により当該地方公共団体に代わって行うものであることに留意すること。

2 協定書に定める基本的事項

協定書に規定すべき基本的事項は次のとおりとする。施設の特性によっ

て適宜内容の加除を行うこと。

- (1) 総則的事項
協定の目的や指定の意義、用語の定義、信義誠実の原則、管理対象の施設の概要、指定期間等
- (2) 業務の範囲と管理の基準に関する事項
指定管理者又は市が行う業務の範囲、管理条件、業務範囲及び管理条件の変更
- (3) 業務の実施に関する事項
業務の実施、第三者への一括再委託の禁止、管理施設の修繕等、緊急時の措置及び連絡体制の整備、個人情報保護、情報公開等
- (4) 備品等の扱いに関する事項
備品の管理、備品の購入及び所有権の帰属等
- (5) 事業報告に関する事項
事業計画書、事業報告書、利用者アンケート調査の実施、モニタリングの実施、管理運営状況評価の実施、業務の改善指示等
- (6) 指定管理料及び利用料金に関する事項
指定管理料の支払い・変更、利用料金収入の取扱い、利用料金の決定等
- (7) 損害賠償及び不可抗力に関する事項
第三者への賠償、保険、不可抗力発生時の対応、不可抗力によって発生した費用等の負担、不可抗力による一部業務実施の免除、損害賠償等
- (8) 指定の取り消しに関する事項
指定の取り消し、業務の停止、指定管理者による指定の取り消しの申し出、不可抗力による指定の取り消し等
- (9) 指定期間の終了に関する事項
業務の引継ぎ、原状回復義務等
- (10) 指定管理者が締結する契約からの暴力団等排除に関する事項
指定管理者が締結する公の施設の管理運営に係る契約からの暴力団等排除
- (11) 環境対策に関する事項
環境配慮、物品の使用、各種報告書の作成・提出
- (12) その他留意事項及び協議事項
協定の変更、疑義についての協議、権利譲渡の禁止等

第8 予算

1 支出科目

指定管理者へ支払う指定管理料については、委託料とする。

2 基本協定と年度協定

社会経済情勢の変化に柔軟に対応するために、債務負担行為の設定はしないこととする。このため指定期間について一括協定は行えないので、基本的な業務内容や指定期間などを定めた基本協定を結ぶとともに、年度ごとに指定管理料などを定めた年度協定を結ぶこと。

なお、指定管理者が市に交付する各協定書が印紙税法上の課税文書に該当するか否かについては、税務署に問い合わせを行うこと。

3 指定管理料の精算

指定管理者の経営努力に対するインセンティブとするために、原則として指定管理料の精算は行わない。よって経営努力による剰余がある場合でも市に返還する必要はなく、反対に指定管理料が不足する場合には指定管理者の負担とする。

ただし、自然災害等の不可抗力の場合や原油高騰など社会経済情勢の変化で管理経費が想定外に上昇し、指定管理者の経営努力の範囲を明確に超えると判断される場合などは、市民の施設利用に支障がでないように発生費用の負担について市と指定管理者で協議する。

第9 指定管理者に対するチェック及び管理運営状況評価

1 事業報告書

地方自治法第244条の2第7項において、毎年度終了後に指定管理者から事業報告書の提出が義務付けられている。次に掲げる事項については、必ず記入すること。

- ・ 管理業務の実施状況
- ・ 市民による利用状況（利用者数、使用拒否等の件数・理由等）
- ・ 利用料金収入の実績等、管理業務に係る収支の状況
- ・ その他、管理の実態を確認するために必要な事項

必ず年に1度以上（「半年に1度」、「1月に1度」などとすることは可能。その場合は必ず募集要項、協定書に明記すること。）事業報告書の提出を受

けること。

なお、事業報告書は、市が承認した事業計画書と対比できる書式とすること。

2 モニタリング

指定管理者の管理運営状況が市の要求水準に対し適正な状態にあるかを確認するために、公の施設所管課は、施設の目的・性質を踏まえたモニタリングを実施すること。

例) 第三者評価、利用者アンケート調査、会計・経理モニタリング、労働条件モニタリング、随時・有事の立入確認

3 管理運営状況評価

事業報告書及びモニタリングの内容を公の施設所管部において、あらかじめ定めた評価項目及び評価の視点に基づいて評価すること。事業報告書、モニタリング内容及びその評価結果を市長に報告するとともに当該公の施設所管課で閲覧できるようにすること。

また、市長は評価結果の検証を町田市指定管理者管理運営状況評価委員会（以下「評価委員会」という。）に行わせることができるとし、その場合において評価委員会は、公の施設所管課からヒアリングを行い、検証結果を市長に報告する。

なお、評価の実施内容は、事前に業務仕様書等に記載して明らかにしておくこと。

4 改善等の指示及び指定管理業務の見直し

事業報告書、モニタリング及び管理運営状況評価の結果に基づき、公の施設所管課は、必要に応じて指定管理者に対して改善等の指示を行うとともに次年度に向けモニタリング手法等の見直しを行うこと。また、次期指定に際しての業務仕様書及び評価項目等の見直しの検討材料とすること。

第10 指定管理者への要請

指定管理者との協定の締結に際して、次の事項について指定管理者へ要請すること。

- (1) 指定期間の満了等に伴って指定管理者が変更になる場合、従前の指定管理者に雇用されていた者の雇用に配慮すること。

- (2) 市内産業の活性化及び市民雇用の拡大に努めること。
- (3) 障がい者雇用の拡大に努めること。
- (4) 市内の障がい者就労支援施設等が供給する物品及び役務の調達に努めること。

附則

2009年4月	一部改定
2012年2月	一部改定
2013年1月	一部改定
2014年2月	一部改定
2015年3月	一部改定
2016年3月	一部改定
2017年3月	一部改定
2018年3月	一部改定
2019年4月	一部改定
2020年2月	一部改定

指定管理者の応募申請に関する誓約書

年 月 日

町田市長 様

所在地 _____
申請者 法人等の名称 _____
代表者氏名 _____ 印

町田市〇〇〇の指定管理者に応募の申請を行うにあたり、下記の事項及び提出書類の内容について、事実と相違ないことを誓約します。

また、下記の事項及び提出書類の内容に関し虚偽の申告であることが判明した場合は、応募時においては応募資格を喪失することについて、指定管理者として指定された後においては判明した時点で指定が取り消されることについて承諾します。

なお、指定管理者として指定された後に新たに欠格事由に該当することとなった場合についても、判明した時点で指定が取り消されることについて承諾します。

記

応募施設名 町田市〇〇〇

当団体は、町田市〇〇〇の指定管理者募集要項に記載されている応募資格に該当し、欠格事由に係るすべての項目に該当しません。

以上

